

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2023年10月31日現在

～2023年11月30日

2023年12月1日～

目次	目次
第1章 総則 ～ 第13章 付帯サービス (略)	第1章 総則 ～ 第13章 付帯サービス (略)
別記 ～ 料金表 (略)	別記 ～ 料金表 (略)
別表1 (略)	別表1 (略)
別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者	別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
別表3 通話モード 又は64kb/sデジタル通信モード により国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域	別表3 通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域
別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域	別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域
第1章 ～ 第13章 (略)	第1章 ～ 第13章 (略)
別記 (略)	別記 (略)
料金表 通則 (略)	料金表 通則 (略)
第1表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)	第1表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)
第1 利用料	第1 利用料
1 適用 (略)	1 適用 (略)
2 料金額	2 料金額
2-1 定額利用料 (略)	2-1 定額利用料 (略)

2-2 音声通話利用料 2-2-1 2-2-2以外もの (略)	2-2 音声通話利用料 (略) 2-2-1 2-2-2以外もの (略)
2-2-2 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの	2-2-2 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの
2-2-2-1 カテゴリーWに係るもの	2-2-2-1 カテゴリーWに係るもの
2-2-2-1-1 ボイスモードに係るもののうち2-2-2-2-2以外のもの (略)	2-2-2-1-1 ボイスモードに係るもののうち2-2-2-2-2以外のもの (略)
2-2-2-2-2 ボイスモードに係るもののうち、契約者指定番号発信機能を利用して行った通信に係るもの (略)	2-2-2-2-2 ボイスモードに係るもののうち、契約者指定番号発信機能を利用して行った通信に係るもの (略)
2-2-2-2-3 64kb/sデジタルモードに係るもの	2-2-2-2-3 削除

<u>地 域</u>	<u>料金額</u>	<u>1の通信につき接続通信時間30秒まで ごとの料金額</u>
<u>アソレス諸島</u>		<u>203 円</u>
<u>アラブ首長国連邦</u>		<u>265 円</u>
<u>イスラエル国</u>		<u>265 円</u>
<u>イタリア共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>インドネシア共和国</u>		<u>152 円</u>
<u>英国（グレートブリテン及び北アイルラン ド連合王国）</u>		<u>203 円</u>
<u>エジプト・アラブ共和国</u>		<u>316 円</u>
<u>エストニア共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>オーストラリア連邦</u>		<u>152 円</u>
<u>オーストリア共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>オランダ王国</u>		<u>203 円</u>
<u>カタール国</u>		<u>265 円</u>
<u>カナリア諸島</u>		<u>203 円</u>
<u>キプロス共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>ギリシャ共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>クロアチア共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>サンマリノ共和国</u>		<u>203 円</u>
<u>シンガポール共和国</u>		<u>152 円</u>
<u>スイス連邦</u>		<u>203 円</u>

スウェーデン王国	203 円	
スペイン	203 円	
スペイン領北アフリカ	203 円	
スリランカ	265 円	
スロバキア共和国	203 円	
スロベニア共和国	203 円	
大韓民国	124 円	
台湾	124 円	
中国	124 円	
デンマーク王国	203 円	
ドイツ連邦共和国	203 円	
トルコ共和国	203 円	
ニュージーランド	152 円	
ノルウェー王国	203 円	
バチカン市国	203 円	
ハンガリー	203 円	
フィリピン共和国	152 円	
フィンランド共和国	203 円	
ブラジル	271 円	
フランス共和国	203 円	
ブルガリア共和国	203 円	
ブルネイ・ダルサラーム国	152 円	

ベルギー王国	203 円	
ポーランド共和国	203 円	
ポルトガル共和国	203 円	
香港	124 円	
マカオ	124 円	
マディフ諸島	203 円	
マレーシア	152 円	
南アフリカ共和国	316 円	
モーリシャス共和国	316 円	
モロッコ王国	316 円	
ルーマニア	203 円	
ルクセンブルク大公国	203 円	
<p>2-3 国際ローミング機能に係る利用料</p> <p>2-3-1 国際アウトローミング利用料</p> <p>2-3-1-1 ボイスモードに係るもの</p> <p>(1) (2) 以外のもの (略)</p>		<p>2-3 国際ローミング機能に係る利用料</p> <p>2-3-1 国際アウトローミング利用料</p> <p>2-3-1-1 ボイスモードに係るもの</p> <p>(1) (2) 以外のもの (略)</p>

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の1通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	当社がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、）に係るものに限り、）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の1通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	当社がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、）に係るものに限り、）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-3-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2) 以外のもの

<u>区分</u>	<u>在圏する国又は地域 の電気通信設備への 通信</u>	<u>日本の電気通信設備 への通信</u>	<u>左2欄以外の国又は 地域の電気通信設備 への通信</u>
<u>グループの番号</u>	<u>1分までごとに次の料金額</u>		
<u>別表2国際アウト ローミングに係る 外国の電気通信事 業者の規定に従っ て適用されるグル ープの番号</u>	<u>当社がX i サービス 契約約款又は5 Gサ ービス契約約款に規 定する国際アウトロ ーミング (64kb/s デジタルモード (在 圏する国又は地域か ら本区分の通信を行 う場合に限りま す。) に係るものに 限ります。) の通信 の利用に係るものと みなした場合に適用 される料金額と同額</u>	<u>当社がX i サービス 契約約款又は5 Gサ ービス契約約款に規 定する国際アウトロ ーミング (64kb/s デジタルモード (在 圏する国又は地域か ら本区分の通信を行 う場合に限りま す。) に係るものに 限ります。) の通信 の利用に係るものと みなした場合に適用 される料金額と同額</u>	<u>当社がX i サービス 契約約款又は5 Gサ ービス契約約款に規 定する国際アウトロ ーミング (64kb/s デジタルモード (在 圏する国又は地域か ら本区分の通信を行 う場合に限りま す。) に係るものに 限ります。) の通信 の利用に係るものと みなした場合に適用 される料金額と同額</u>
<u>備考</u>	<u>在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを 提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。</u>		

2-3-1-2 削除

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	当社がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、）に係るものに限り、）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の2通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-3-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料	2-3-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料
2-3-2-1 ボイスモードに係るもの (略)	2-3-2-1 ボイスモードに係るもの (略)
<u>2-3-2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの</u>	<u>2-3-2-2 削除</u>

<u>区分</u>	<u>料金額</u>		
<u>通話先区分</u>	<u>1分までごとに次の料金額</u>		
<u>別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域の規定に従い、適用される通話先区分</u>	<u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（デジタル通信モードに係るものに限り、）の通信（契約者回線から行われるものに限り、）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額</u>		
<u>備考</u>	<u>本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。</u>		
2-3-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの（略）		2-3-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの（略）	
2-4 付加機能利用料 ～ 2-6 電話リレーサービス料（略）		2-4 付加機能利用料 ～ 2-6 電話リレーサービス料（略）	
第2 相互接続番号案内に関する料金（略）		第2 相互接続番号案内に関する料金（略）	
第2表 付帯サービスに関する料金（略）		第2表 付帯サービスに関する料金（略）	
別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Wに係るものに限り、）の基本機能（略）		別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Wに係るものに限り、）の基本機能（略）	

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モード により国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じもの	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて接続可能と	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モードに係るものに限りま	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタル通信モードに係るものに限り	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限り

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	削除	ショートメッセージ通信モード
当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じもの	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて接続可能とされる通信事	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モードに係るものに限りま	削除	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限り

	される通信事業者と同じもの	て適用されるグループと同じもの	通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	信事業者に応じ て適用されるグループと同じもの		業者と同じもの	ループと同じもの		て適用されるグループと同じもの
備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、当社により予告なく変更されることがあります。					備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、当社により予告なく変更されることがあります。				

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合にその通信の態様	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ		
		通話モード	削除	ショートメッセージ通信モード
当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合にその通信の態様	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ	削除	当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグ

<p>に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p>のとみなした場合に、その通信の態様に 応じて接続可能とされる通信事業者と同じもの</p>	<p>ループと同じもの</p>	<p><u>じて適用されるグループと同じもの</u></p>	<p>て適用されるグループと同じもの</p>	<p>れる区分と同じもの</p>	<p>場合に、その通信の態様に 応じて接続可能とされる通信事業者と同じもの</p>	<p>の</p>	<p></p>	<p>ループと同じもの</p>
<p>備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、当社により予告なく変更されることがあります。</p>					<p>備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、当社により予告なく変更されることがあります。</p>				
<p>別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域</p>					<p>別表3 通話モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域</p>				
<p>1 通話モードに係るもの (略)</p>					<p>1 通話モードに係るもの (略)</p>				

<p><u>2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="94 231 593 303"><u>区分</u></th> <th data-bbox="593 231 1108 303"><u>取扱地域及びグループ番号</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 303 593 837"> <p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p> </td> <td data-bbox="593 303 1108 837"> <p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>取扱地域及びグループ番号</u>	<p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p>	<p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</u></p>	<p><u>2 削除</u></p>
<u>区分</u>	<u>取扱地域及びグループ番号</u>				
<p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p>	<p><u>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/s デジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、)に係るものに限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</u></p>				
<p>別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域</p>	<p>別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域</p>				
<p>1 ボイスモードに係るもの (略)</p>	<p>1 ボイスモードに係るもの (略) 9</p>				
<p><u>2 デジタル通信モードに係るもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="94 1021 593 1093"><u>通話先区分</u></th> <th data-bbox="593 1021 1108 1093"><u>取扱地域</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 1093 593 1509"> <p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p> </td> <td data-bbox="593 1093 1108 1509"> <p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域と同じもの</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>通話先区分</u>	<u>取扱地域</u>	<p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p>	<p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域と同じもの</u></p>	<p><u>2 削除</u></p>
<u>通話先区分</u>	<u>取扱地域</u>				
<p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</u></p>	<p><u>当社が国際電話サービス契約約款に規定する国際電話サービス(国際ローミング機能に係るもの(デジタル通信モードに係るものに限り、)に限り、)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域と同じもの</u></p>				

	<p><u>附 則（令和5年9月29日 O C N第004694号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったモバイルアクセスサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--